

入札・契約手続の簡素化に関する対応方針
(行政手続部会(12月22日)の議論を踏まえた対応方針)

※物品・役務/建設工事・測量

平成30年2月20日
規制改革推進室

1. 共通事項

①取組の目的は、行政手続コスト(事業者の作業時間)の削減とする。

※ここで言う「行政手続コスト」は、「行政手続部会とりまとめ」における「事業者の作業時間」とする。

②取組に際しては、「行政手続コストの20%以上削減」という数値目標を設定する。

③取組期間は、原則2020年までとする。

※2017年度の「行政手続コスト」の算出は、2018年●月までに行う。このコストを2020年までに20%以上削減することを取組目標とする。

④登記事項証明書及び納税証明書の写しについては、足並みを揃えて行政機関間の情報連携により提出不要となるよう検討する。

2. 個別事項(物品・役務)

①国・地方IT化・BPR推進チーム報告書(平成29年5月19日)に記載されているKPIである「電子応札率:60%(平成30年度)」について、達成に向けた具体的な方策を示す。

②個人事業主の場合の法人番号のあり方について、法人番号並みに使いやすく公開性もある仕組みを検討する。

③政府電子調達システムにおける添付書類の提出方法について、ファイルを添付する以外の方法も含めて、利便性向上に向けた検討を行う。

- ④競争参加資格申請時の提出書類の見直しにおいて、添付書類の省略について検討する。
特に、
- ・誓約書については、申請書への集約を検討する。
 - ・営業経歴書については、記載事項の省略を検討する。
- ⑤政府電子調達システムにおいて、システム障害の発生等、利用者に帰責事由がない場合においてシステム管理者側が行っている柔軟な対応の内容について、事業者に必要な周知を図る。
- ⑥政府電子調達システム経由で電子契約を行ったにもかかわらず、紙で契約書を手交するような運用が根絶されるよう検討する。

3. 個別事項（建設工事・測量）

- ①提出資料簡素化の取組（簡易確認型）について、2020年3月までの普及の数値目標を検討する。
- ②経営事項審査の申請書類等の簡素化について、電子申請化に先行して、2020年3月までに取り組める事項について検討する。